

四日市市病院告示第3号

市立四日市病院業務委託等条件付一般競争入札実施要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院業務委託等条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立四日市病院が行う物品の調達等（物品の購入、製造又は借入れ及び印刷物の製作）及び業務の委託（建設工事及びその関連業務に係るものを除く。以下「業務委託等」という。）に係る条件付一般競争入札の実施に関し、入札を円滑に行うとともに適正な契約の履行に資するため、市立四日市病院契約施行規程（平成17年四日市市病院管理規程第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 業務委託等に係る条件付一般競争入札については、別に定めるもののほか、四日市市業務委託等条件付一般競争入札実施要綱（平成22年四日市市告示第379号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。